

| 番号 | 対象公文書 | 不開示部分 | 不開示理由 (該当号) | 審査請求人主張 | 実施機関説明 |
|----|--|---|--------------------------|---|--|
| 1 | 平成25年7月5日付け管理運営報告 | 2枚目 最後から4行目 | 4号 (行政運営情報) | 部分不開示は、次回の要望についての「行政の認識」等であろう。不開示にする必要はない、開示し明らかにすべきである。 | 審査請求人に対する実施機関の対応案が記載された部分について、条例第14条第1項第4号に該当するとして、不開示とした。 |
| 2 | 平成26年3月14日付け法律相談依頼票の提出について (25福図第377-4) | 「事件の概要等」欄 2行目② 最後の行⑤ 「上記に対する原課(学校)の方針等」欄 1行目～2行目 | 4号 (行政運営情報) | - | 審査請求人の言動に対する実施機関の推測が記載された部分について、条例第14条第1項第4号に該当するとして、不開示とした。 |
| | | 「事務処理・業務遂行上の支障の具体的内容」欄 3行目② | 4号 (行政運営情報) | 納得しないが「ミーティング結果レポート」で区切りをつけたのは私で、それに納得せず「参加者全員があんなことは言っていない。」と主張し出したのは行政である。上記文書については、行政が上記「部分不開示」で「個人の性格」等に不当に責任をすり替えていると思われる。開示し、明らかにすべきである。 | |
| | | 「法律上の問題点」欄 8行目以降 | 4号 (行政運営情報) | ここを部分不開示とする理由はないだろう。〇〇課長が作成した文書内容について、自身が、何処が訴訟等の争点等になると考えられるか等、関連すると思われる法令条文等、その本人に明確にできなければ、基本的認識を明確にしないということになる。この直後の警察相談で「この資料で逮捕できるか」とまで公文書文言として本人に開示した以上、行政内共通認識の強化と、本人への威嚇、威圧目的の公文書作成であるといわざるを得ない不当な開示手法である。公務員が、県民を公文書の中で批判し、税金を使い、なんのために法律相談と警察相談をセットで行く必要があったのか。明らかにすべく、開示すべきである。 | |
| 3 | 平成26年3月17日付け管理運営報告書 | 1枚目 内容欄「①〇〇の行動について」 2行目、3行目 内容欄「②行政の対応方法について」 内容欄「3現時点での対応策」 | 4号 (行政運営情報) | - | 審査請求人の言動に対する実施機関の所感及び対応方針が記載された部分について、条例第14条第1項第4号に該当するとして、不開示とした。 |
| | | 2枚目 2行目、4行目、6行目、9行目～16行目、18行目～30行目、32行目以降 | 4号 (行政運営情報) | 部分不開示は行政の「録音に関する認識」等、また、「条例に反する文言」が書かれている可能性がある。不開示にする理由はない。開示すべきである。 | 審査請求人に対する実施機関の対応案が記載された部分について、条例第14条第1項第4号に該当するとして、不開示とした。 |
| 4 | 平成26年3月31日付け管理運営報告書 | 1枚目内容欄 7行目、8行目 | 4号 (行政運営情報) | - | 審査請求人の言動に対する実施機関の推測が記載された部分について、条例第14条第1項第4号に該当するとして、不開示とした。 |
| | | 2枚目 3行目～7行目 | 7号 (捜査等情報) | この部分不開示理由に「個人情報保護条例」<14条7号>の「警察の犯罪予防捜査」等は、適用されない。不当な、「行政内共通認識」強化のための「印象操作」、また開示請求者に対する威嚇、威圧ともいえる「部分不開示」であり、差別的である。開示し、本人に明らかにすべきである。 | 警察が示した、警察による犯罪の予防に係る内容が記載された部分について、条例第14条第1項第7号に該当するとして、不開示とした。 |
| | | 2枚目 最後から9行目以降 | 4号 (行政運営情報) | - | 審査請求人に対する実施機関の対応案が記載された部分について、条例第14条第1項第4号に該当するとして、不開示とした。 |
| 5 | 平成27年1月16日付け管理運営報告書 | 1枚目内容欄 8行目～10行目 | 4号 (行政運営情報) | 部分不開示は、私の認識を実施機関が想像している部分だが、私が質問しても、行政側の認識をできるだけ隠蔽し、不満は言い続ける、あるいは意図的に、曖昧、無言回答を繰り返すことが、「意図的に迷惑行為」をしている証拠だと言われても仕方がない。私の認識を確認するためにも、この部分開示は、開示すべきである。 | 審査請求人の言動に対する実施機関の推測が記載された部分について、条例第14条第1項第4号に該当するとして、不開示とした。 |
| | | 1枚目内容欄 最後から2行目 | 4号 (行政運営情報) | 「公務員を●●●●発言」という表現が幾度となくあるが、「●●●●」は、「行政が税金で給料をもらいながら、説明義務を果たさない。」と指摘した文言関連であると思われるが、私は法令に関連して、質問しており、回答しないで終わりにする、その繰り返しが問題であった。それを逆に私の側の問題とするような文言であるとすれば、公務員法に反する。そのことを明らかにするために、この部分不開示の開示を求める。 | 審査請求人の言動に対する実施機関の所感及び対応方針が記載された部分について、条例第14条第1項第4号に該当するとして、不開示とした。 |
| 6 | 平成27年1月30日付け管理運営報告書 | 1枚目 最後の行 | 4号 (行政運営情報) | 「公務員を●●●●発言」という表現が幾度となくあるが、「●●●●」は、私が公務員に対し、何か問題発言を行ったとして認識はしているが、実際そういう発言はしていない。逆に、特定県民への「威嚇、脅し発言」「差別的発言」は存在する。この部分不開示は虚偽文言であろう。開示すべきである。 | 審査請求人の言動に対する実施機関の所感及び対応方針が記載された部分について、条例第14条第1項第4号に該当するとして、不開示とした。 |
| 7 | 平成27年7月10日付け管理運営報告書 | 2枚目 15行目以降 | 1号 (開示請求者以外の個人に関する情報) | 職員の個人名だけを開示するのは意図的である。職員の個人名だけであれば、意味がなく、〇〇主任主事に利用者として問題言動でもしたかのような部分不開示である。全て部分不開示としなかったのなら、問題言動はなかったもので、すべて開示すべきである。 | 審査請求人以外の第三者の発言に係る内容が記載された部分について、条例第14条第1項第1号に該当するとして、不開示とした。 |

| 番号 | 対象公文書 | 不開示部分 | 不開示理由 (該当号) | 審査請求人主張 | 実施機関説明 |
|----|----------------------|--|----------------|---|--|
| 8 | 平成28年1月8日付け管理運営報告書 | 1枚目内容欄 10行目 | 4号 (行政運営情報) | - | 審査請求人の言動に対する実施機関の推測が記載された部分について、条例第14条第1項第4号に該当するとして、不開示とした。 |
| | | 2枚目 最後から2行目以降 | 4号 (行政運営情報) | <p>今回の日程調整は、条例、公文書規程上の問題をはらんでいるため、通常以上に重要であった。そのことを行政も認識しているながら、この日2016年1月8日に、次回2か月以上先の3月11日の1日だけ提示し、私の都合が悪ければ、3か月以上先の、翌年度4月15日としたことは、次年度の人事も不明の中、教育委員会が本件について、最後までサッサと質問に回答し終わらせる等の努力、あるいは「通告」<行政処分>等を伝え、本年度で打ち切る等の判断、けじめをつけず、「引き延ばし対応」を行政自らしていることは明らか、不当な行政行為あり、税金の無駄で、公務員法違反である。</p> <p>最後の部分不開示は、行政の認識が述べられているのだから。行政が本来の常識的対応をしているのであれば、当事者に隠すこと自体必要なく、明らかにすべきであり、開示すべきである。</p> | 審査請求人の言動に対する実施機関の推測及び対応方針が記載された部分について、条例第14条第1項第4号に該当するとして、不開示とした。 |
| 9 | 平成28年6月17日付け管理運営報告書 | 2枚目 3行目 | 4号 (行政運営情報) | 上記文言が、偽造と言えるものである以上、この最後の「部分不開示」は不当な虚偽文言が書かれていると考える。不開示にする理由もないだろう。開示すべきである。 | 審査請求人の言動に対する実施機関の推測が記載された部分について、条例第14条第1項第4号に該当するとして、不開示とした。 |
| 10 | 平成28年9月9日付け管理運営報告書 | 1枚目 最後から7行目 | 4号 (行政運営情報) | このカッコ内文言は、その前段が意図的に、私が解釈を間違えたように書いているが逆に〇〇の間違いで、不開示にする内容ではないはず。本人に明らかにし、認識を確認すべく開示すべきである。 | 審査請求人に対する実施機関の推測が記載された部分について、条例第14条第1項第4号に該当するとして、不開示とした。 |
| | | 2枚目 8行目 | 4号 (行政運営情報) | この「部分不開示」文言は、上記したように、その前段が虚偽文言であることから、不当、虚偽文言の可能性が高い。本人に明らかにすべく、開示すべきである。 | 審査請求人の言動に対する実施機関の推測が記載された部分について、条例第14条第1項第4号に該当するとして、不開示とした。 |
| 11 | 平成28年12月16日付け管理運営報告書 | 2枚目 6行目 | 4号 (行政運営情報) | 「正規の手続き」後の「部分不開示」は、分かり易い説明をしている。全く不開示するような理由はなく、推測の必要もない。意図的に別の意味に推測し、共有化しようとした可能性が高い。開示し、明らかにすべきである。 | 審査請求人の言動に対する実施機関の推測が記載された部分について、条例第14条第1項第4号に該当するとして、不開示とした。 |
| 12 | 平成28年11月22日付け管理運営報告書 | 1枚目概要内容欄 7行目 | 7号 (捜査等情報) | 「不開示部分」を明らかにし、警察が一般常識的対応以外の方法を示したその内容を開示しても問題ないはずである。開示すべきである。 | 警察が示した、警察による犯罪の予防に係る内容が記載された部分について、条例第14条第1項第7号に該当するとして、不開示とした。 |
| | | 1枚目概要内容欄 12行目～16行目 | 7号 (捜査等情報) | この部分不開示は「開示請求を見越した威嚇、威圧的表示」であり、開示して明らかにすべきである。 | |
| | | 1枚目概要内容欄 18行目～19行目 | 7号 (捜査等情報) | <p>ここまで、特定県民の行為が問題で、警察が述べた110番の手法まで、公文書に記載し、保存するなら、それらの理由、意味等を不開示としたように、ここも全て不開示にするべきところである。これも「開示請求を見越した威嚇、威圧的部分不開示表示」手法である。不当な差別的対話でないとするなら、全面開示し、明らかにすべきである。</p> <p>警察相談における警察の回答上の「部分不開示」理由として「警察の犯罪の予防の対応方針に関する情報」としての14条7号を適用させているが、実際は、本件は警察の犯罪予防とは関係がない。この部分不開示には適用されない。上記14条7号を適用させた、部分不開示は、もともと適用できないので、不当であり、すべて開示すべきである。</p> <p>「条例第14条第1項第7号により不開示とした理由」について、根本問題でもあるので、<弁明>回答すべきで、「もともと適用できない」ということをどう考えるのか、述べるべきである。</p> | |
| | | 2枚目【11月22日 東警察署相談用資料】 1業務妨害となっている事実欄 2行目、8行目 2経緯(1)発端欄 6行目 2経緯(3)現在までの対応欄 1行目～2行目、4行目～5行目 | 4号 (行政運営情報) | 部分不開示は、全体の意味を歪曲している以上、不当な文言になっている可能性が高く、本件の行政の不当性の補完として本人に開示すべきである。 | 審査請求人の言動に対する実施機関の推測及び対応方針が記載された部分について、条例第14条第1項第4号に該当するとして、不開示とした。 |
| | | 3枚目【11月22日 東警察署相談用資料】 3今後の対応欄4行目 | 4号 (行政運営情報) | 部分不開示について、警察との連絡、連携等について述べているものであろう。この時点では必要ない不当な行き過ぎた内容である可能性が高い。そうでないとなれば開示し、明らかにすべきである。 | 審査請求人に対する実施機関の対応案が記載された部分について、条例第14条第1項第4号に該当するとして、不開示とした。 |
| | | 3枚目【11月22日 東警察署相談用資料】 3今後の対応欄最後から3行目以降 | 4号 (行政運営情報) | この不開示部分は、本来、事実と違う認識のもと書かれたものであり、その後の「通告」=<「〇〇文書」12・16/16>読み上げ、面談の中止、という重要な行政行為とは本来関係がない。開示すべきである。 | 審査請求人に対する実施機関の対応案が記載された部分について、条例第14条第1項第4号に該当するとして、不開示とした。 |

| 番号 | 対象公文書 | 不開示部分 | 不開示理由 (該当号) | 審査請求人主張 | 実施機関説明 |
|----|--------------------------|---|----------------|--|--|
| 12 | 平成28年11月22日付け管理運営報告書 | 【再掲】 3枚目【11月22日 東警察署相談用資料】 3今後の対応欄 最後から3行目以降 | 4号 (行政運営情報) | 行政行為の前提が不当であり、それをもとに警察機構を背景にした、通告後の連携等を不当に述べている可能性が高い。しかし、緊急事態でもなく、その段階でもない。開示し、明らかにすべきである。 | 再掲であるため、同様、不開示とした。 |
| 13 | 〇〇氏に係る開示文書(写し)の交付に係る日程協議 | 1枚目 最後から6行目 最後から7行目 | 4号 (行政運営情報) | 〇〇の(〇〇主任主事が「言っていない」と言うのは)「虚偽文言」であり、この「部分不開示」は虚偽を含む不当な批判の可能性が高い。また「業務に支障をきたす」等、以前の問題で、14条4号により、不当に不開示が守られるようなことがあってはならない。開示すべきである。 | 審査請求人の言動に対する実施機関の推測が記載された部分について、条例第14条第1項第4号に該当するとして、不開示とした。 |
| | | 2枚目 最後から3行目以降 | 4号 (行政運営情報) | - | 審査請求人に対する実施機関の対応案が記載された部分について、条例第14条第1項第4号に該当するとして、不開示とした。 |
| 14 | 平成28年11月16日付け管理運営報告書 | 最後から5行目 最後から6行目 最後から7行目 | 4号 (行政運営情報) | 「H28年11月16日、管理運営報告書」について、実施機関である教育委員会が開示文書について、11月4日の時点で、「11月16日の午後には準備ができています。郵送もできます。」と、すでに述べており、また、〇〇事務主査も上記のように、「受け取りだけでいい」と私の意思を伝えているのだから、本来、〇〇事務主査と〇〇〇〇が事務に支障をきたすような部分不開示にする内容はないはずである。その部分不開示を開示すべきである。 | 審査請求人に対する実施機関の対応案が記載された部分について、条例第14条第1項第4号に該当するとして、不開示とした。 |
| 15 | 平成28年11月17日付け管理運営報告書 | 1枚目 概要内容欄 3行目～4行目 | 4号 (行政運営情報) | 当日、私が、〇〇主任主事に電話して、「受け取り日にち変更」にはお互いの「合意が必要である」と言うことを確認し、直後、〇〇に電話したその内容について述べている。この部分不開示は〇〇自身の「誤解した認識」を示している可能性が高い。開示にする理由はない、重要な文言でもある。開示すべきである。 | 審査請求人の言動に対する実施機関の推測が記載された部分について、条例第14条第1項第4号に該当するとして、不開示とした。 |
| | | 2枚目 5行目～13行目 | 4号 (行政運営情報) | <対応案>という数行に渡る「部分不開示」は削除を求めた。(〇〇)「過去、日程調整でもめたことが理由で、審査請求となった事案がある。」なので、それを理由付けにして、もっともらしく、あるいは、誤って、わたしの求める「受け取り日にち変更」の日程調整をしない、できない理由を述べ、行政内で、共有化している可能性が高い。この不開示について、上記した行政の言動問題を当事者に明らかにするために、開示すべきである。 | 審査請求人に対する実施機関の対応案が記載された部分について、条例第14条第1項第4号に該当するとして、不開示とした。 |
| 16 | 平成28年11月25日付け管理運営報告書 | 2枚目 2教育庁総務課からの連絡欄 6行目 3対応方針(1)これまでの対応方針欄 4行目～10行目 | 4号 (行政運営情報) | 項目3、対応方針の(1)について、<理由>の部分は、条例に反して、各部署の●●が立ち会うことを条件に、12月2日の「受け取りだけ」を求めたにもかかわらず、変更しなかった理由が述べてあるはずで、このことで、私自身、多大な迷惑を受けており、行政として、正当な理由を述べているはずで、隠蔽する理由はない、開示すべきである。 | 審査請求人に対する実施機関の対応案が記載された部分について、条例第14条第1項第4号に該当するとして、不開示とした。 |
| | | 3枚目 想定質疑欄 1行目以降 | 4号 (行政運営情報) | - | 審査請求人に対する実施機関の対応案が記載された部分について、条例第14条第1項第4号に該当するとして、不開示とした。 |
| 17 | 審査請求人に対する今後の対応について | 2枚目 〇〇氏に係る今後の対応について 最後から11行目 最後から6行目以降 | 4号 (行政運営情報) | 5については、3の「例外」等が述べられているはずで、また上記公文書文言の補足にもなっていると考えられる。本人に対する不当な文言でない限り、部分不開示にする必要はないだろう。開示すべきである。 | 審査請求人に対する実施機関の対応案が記載された部分について、条例第14条第1項第4号に該当するとして、不開示とした。 |
| | | 3枚目 3面談後の対応欄 ①～⑤ 4後日の対応(1)来館時の対応欄 ②～⑥ 4後日の対応(2)電話への対応欄 ②、3 4後日の対応(2)文書への対応欄 ①、② | 4号 (行政運営情報) | - | 審査請求人に対する実施機関の対応案が記載された部分について、条例第14条第1項第4号に該当するとして、不開示とした。 |
| | | 4枚目 通告 最後の行 | 4号 (行政運営情報) | - | 審査請求人に対する実施機関の対応案が記載された部分について、条例第14条第1項第4号に該当するとして、不開示とした。 |
| 18 | 平成28年12月16日付け管理運営報告書 | 2枚目 6行目 | 4号 (行政運営情報) | この2ページの7行目、「正規の手続き」の後の「部分不開示」は上記の内容なので、まったく不開示にするような理由はないはずである、開示すべきである。 | 再掲であるため、前述と同様、不開示とした。 |

| 番号 | 対象公文書 | 不開示部分 | 不開示理由 (該当号) | 審査請求人主張 | 実施機関説明 |
|----|--------------------|-------|----------------|--|-----------|
| 19 | 平成29年2月2日付け管理運営報告書 | - | - | <p>「部分不開示」は、日程調整が審査請求の事案となったという虚偽理由で隠されている可能性が高い。開示すべきである。</p> <p>「不開示部分はない」とのことだが、重要な内容で、条例の手続き上の言動問題である。平成29年2月2日「管理運営報告書」について。(電話対応)(対応者:〇〇)の内容中の部分不開示ではない、と言うことであって、この<開示請求52>は、ここから導き出される、<開示請求44>(*「管理運営報告書」平成28年11月17日(木))について、別の角度から述べているもので、その理解のために、平成29年2月2日「管理運営報告書」を持ち出したものである。従って、以下、<開示請求52>は「管理運営報告書」平成28年11月17日(木)上の最後の<対応案>部分不開示部分への指摘である。</p> <p>〇〇氏が述べたとする、すぐ上の文言について、〇〇氏は述べてない、と言い、間違った記述であることを、〇〇自身認めている。「日程調整でもめたこと」が、審査請求の対象にならず、<対応案>そのものが、重要なベースを失うため、意味のないものになっているはずである。これはわたしの「開示文書受け渡し日変更問題」に伴うもので、その私の要望である、「受け渡しだけの日にち変更」を拒む理由もなくなっているはずである。よって、その<対応案><開示請求52>の<弁明>を述べるべきである。あるいは開示すべきである。</p> | 不開示部分はない。 |